

令和八年 第三回（六月）市議会定例会

（令和八年六月五日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和八年第三回六月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます。議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「大月市くらし応援特別商品券について」であります。

まず、本事業は、物価高騰の影響等を受ける市民の皆様の暮らしを支えるとともに、市内での消費を喚起し、地域経済の循環を促すことを目的として実施しているものであります。

現在の状況であります。今月一日現在での引換実績は九千六百八世帯、二万六冊であり、配付率は世帯ベースで約九十四パーセント、商品券冊数ベースで約九十六パーセントとなっております。

また、一日現在での商品券取扱登録店舗は百七十一店舗、換金額、すなわち利用金額は一億四千三十六万九千円で、利用率は約七十パーセントとなっております。

本事業については、四月一日から引換事務を開始し、同日より市内の登録店舗でご利用いただいております。

引換会場には、多くの市民の皆様にお越しいただきましたが、大きな混雑も生じることなくお渡しできています。

さらに、五月十四日には、引き換えをされていない六十五歳以上の単身世帯に対し、日本郵便のゆうパックにより商品券を直接送付いたしました。

本事業による商品券の使用期限は今月末までに迫っておりますので、まだ使用していない商品券をお持ちの方については、物価高騰の影響等を受ける市民の皆様の暮らしを支援するという本事業の趣旨をご理解いただき、市内経済の循環のためにもご協力をお願いいたします。

今後、広報おつきやラインなどのほか、各種媒体や機会をとらえて周知に努めてまいります。

次に、「デジタルを活用したフレイル予防事業について」であります。

本市では、「第九期介護保険事業計画」において、介護予防に関する施策を重点プロジェクトとして位置づけ、「歩いて健康になるまちづくりの推進」を目指しております。

そこで、今年度新たに、運動習慣の定着と仲間同士のつながりを通じて、フレイル予防に取り組むため、スマートフォンアプリ「みんなチャレ」を活用した事業に取り組むものであります。

フレイルとは加齢とともに心身の活力が低下した状態で、「健康」と「要介護」の中間の段階であり、介護予防に取り組むことで健康な状態に戻ることができ、その予防には、「運動」「栄養」「社会参加」が重要とされています。

このアプリは、「運動」と「社会参加」を実践するためのものであり、特に、日頃のウォーキングなどを通じて、適度な運動を習慣化する上で非常に効果的な仕組みとなっております。

新しい健康習慣を広めていくこのアプリの運用開始につきましては、広報おつき六月号などによって周知を行っており、また、今月と来月には、講習会を開催いたしますので、六十五歳以上の多くの市民の皆様のご参加をお願いいたします。

皆様に気軽にご参加いただき、「元氣な高齢者が活躍するまち 大月」を目指して取り組んでまいります。

次に、「笹子追分人形保存会「継承の館」について」であります。

四月二十五日、笹子地区において、笹子追分人形保存会「継承の館」開館式が、多くの来賓、関係者の皆様のご出席のもと、盛大に執り行われました。

この施設は、地元事業者からご寄附を受けるもので、木造平屋建て、延べ百四十六平方メートルの規模を有しており、追分の人形芝居を後世へ伝えていくために必要な機能を備え、地域に開かれた文化の拠点として活用してまいります。

施設の整備にご尽力いただきました地元事業者の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

追分の人形芝居は、江戸時代から続く、山梨県指定の無形民俗文化財であり、地域の歴史と暮らし、先人の知恵と表現を今に伝える、かけがえのない文化財であり、この貴重な文化財を次の世代へ確実に伝えていくことは、私たちの大切な責務であり、その保護と活用の両立を図ることが重要であります。

このため、市といたしましては、保存会の長年にわたる取り組みを大切にしながら、この施設を、文化財の保護と地域文化の振興を担う拠点として位置づけ、担い手の確保・育成、住民の皆様の交流、さらには地域活性化の場としても活用できるよう、関係者の皆様と連携しながら運用していく考えであります。

また、こうした取り組みをより力強く進めていくため、現在、ガバメントクラウドファンディングを実施し、広く皆様からご支援をお願いしているところであります。

皆様からのご支援を励みに、追分の人形芝居の伝承に着実に取り組み、地域の歴史や文化を未来へつないでいけるよう、関係者の皆様とともに進めてまいります。

次に、「大月短期大学について」であります。

四月一日に澁谷 彰久（しぶや あきひさ）新学長を迎え入れるとともに、学外の視点をもちつつ、学内の状況を把握するために、企画財政課大学戦略担当を大月短期大学事務局内に配置いたしました。

そのような中で、四月四日には、第七十二回入学式が挙行され、澁谷新学長から百三十七名の新入学生に入学が許可されました。

澁谷学長におかれましては、就任直後から、本学の危機感や大学改革の必要性、さらには審議会からの答申内容を十分に把握され、学校運営に携わっていただいております。大学改革に向けた情報共有を密に図っております。

また、大学戦略担当においては、法人化を含めた大学経営の在り方や魅力向上などを検討するための基礎資料の収集などに取り組んでおります。

まずは、来年度の学生確保に向け、情報の発信方法などを工夫し、募集活動を充実していくこととして、様々な角度から検討を重ね、今年度末には、大学改革に関する一定の方向性を導き出し、持続可能な短期大学を目指して、今後取り組みを推し進めてまいりたいと考えております。

次に、「山梨県からの政策アドバイザーの受け入れについて」であります。

本市では、市政の重要課題の解決や地域活性化に向け、事業推進の高度化や制度運用の適正化、他自治体の先進事例の活用、事務の効率化、さらには県との連携強化など、複雑・多様化する行政課題への的確な対応が求められているところであります。

こうした課題に対応するため、今年度、本市の政策アドバイザーとして、山梨県 総務部市町村振興課 財政企画室の依田 憲明（よだ のりあき）主査をお迎えいたしました。

今後は、庁内の各分野において政策アドバイザーと緊密に連携し、実効性のある施策の立案と着実な課題解決に取り組んでまいります。

次に、「防災の取り組みについて」であります。

近年の激甚化・頻発化する自然災害から市民の皆様の生命、身体、そして財産を守りぬくことは、市政の重要事項であります。

本市では、国の防災基本計画の修正や、近年の大規模災害から得られた教訓、さらには本市における組織機構の改編を踏まえ、このたび「大月市地域防災計画」を改訂したところであります。

今回の改訂の大きな柱は、円滑かつ迅速な避難体制のさらなる強化であり、災害対策基本法に基づき、避難情報を「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」に見直し、災害の切迫度に応じた「五段階の警戒レベル」による的確な情報提供を行う運用の徹底を図っております。

また、令和五年に山梨県が公表した地震被害想定調査結果に基づく見直しを行ったほか、「南海トラフ地震臨時情報」への対応や、本市の「火山災害警戒地域」への指定に伴う対応などを新たに位置づけ、万全の備えを講じてまいります。

また、今年度は「大月市土砂災害・洪水ハザードマップ」の更新に着手する

ものですが、これは、令和七年度末に山梨県より、水防法に基づく新たな洪水浸水想定区域が公表されたことに伴い、この最新の洪水浸水想定区域について、迅速かつ的確に市民の皆様の避難行動に結びつけるものであります。

このハザードマップの更新を通じ、地域の水害リスクを市民の皆様と改めて共有し、的確な行動につなげてまいります。

地域防災計画による関係機関や市民の皆様との緊密な連携と適正な運用とともに、土砂災害・洪水ハザードマップの早期の周知によって、災害に強い、安心・安全な大月市の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、「グリーンワークション推進事業について」であります。

アサリマルチベースにつきましては、グリーンワークション推進事業の中で、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設として、指定管理者制度による運用を目指して準備を進めております。

四月二十一日には、第一回目の大月市関係人口・交流人口創出拠点施設指定管理者選定委員会を開催し、その後、五月七日から二十日までの間で指定管理者の募集を行ったところ、一件の応募があり、二十一日に応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者を決定したところであります。

この事業では、単なる貸しオフィスではなく、働き、滞在、交流の拠点として、関係人口・交流人口の創出及び拡大並びに地域のにぎわいの創出、地域経済の活性化及び移住定住の促進を目指してまいります。

次に、「ふるさと納税の状況について」であります。

令和七年度ふるさと納税の寄附額は、十億三千五百万円を超え、目標としていた十億円を上回るご寄附をいただくことができました。

しかしながら、最新の令和八年四月のふるさと納税寄附額につきましては、令和八年度税制改正大綱で示されたふるさと納税に関する改正への対応による影響から、前年比マイナス四十四パーセントと、本市のふるさと納税を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

そのような状況下ですが、かねてより取り組んでまいりました地場産品の開発につきましては、農業を中心に着実に成果が出ており、今後のさらなる成長に期待しております。

また、企業版ふるさと納税につきましても、令和七年度には、物品でのご寄附を含め、一千七百五十三万四百円のご寄附をいただくことができました。

本市のまちづくり施策にご賛同いただき多大なご寄附を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

人口減少が続く、市税等の減少が見込まれるなど、今後も厳しい財政状況が予測される本市におきましては、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて大きな鍵となると考えておりますので、引き続き寄附の確保に努めてまいります。

す。

次に、「新庁舎建設事業について」であります。

現在、新庁舎建設基本・実施設計業務の設計者を選定する公募型プロポーザル方式の入札を実施しております。

このプロポーザルでは、設計者の提案内容や実施方針、業務実績、コスト管理などを直接評価することで、市の意向を十分に反映した設計とすることが可能となります。

公募のスケジュールといたしましては、今月末には技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、七月上旬には設計者を選定する予定であります。

これと並行して、市役所本庁舎本館及び別館におけるアスベスト調査業務にも着手し、秋口を目途に調査報告を受け、基本設計に反映させることとして進めております。

また、昨年十二月末までにすべての地権者との間で土地売買契約及び物件移転補償契約を締結した用地取得業務につきましては、令和九年三月末を目標に事業用地の引渡しをお願いしており、移転先への転居や解体工事などが円滑に進められるよう、地権者の皆様のサポートに努めているところであります。

新庁舎建設事業は、市民の安全や利便性の確保、市民サービスの向上と併せ、今後の発生が懸念される大規模災害時の要として、行政の役割が十分に果たせる持続可能な施設となるよう整備してまいります。

引き続き、市民の皆様への情報提供に努めながら、事業を着実に進めてまいります。

次に、「初狩保育所及び学童施設の整備について」であります。

初狩小学校敷地内で進めております保育所及び学童保育施設の整備につきまして、直近の動向と本市の考え方をご報告申し上げます。

本事業は、老朽化した初狩保育所の更新と、小学校から離れ分散していた学童クラブを一体的に整備するものであり、子どもたちが成長の段階に応じて、切れ目なく安心して過ごせる環境をつくることを目的としており、事業の推進にあたりましては、市民の皆様から大変強いご要望をいただいております。

去る二月二十七日に子育て世代を中心とした地域住民二千八百三十九名もの署名が提出されたことに続き、四月二十日にも、新たに五百八名の方々から追加の署名が提出され、合計で三千三百名を超える極めて多くの要望を受けております。

これまで、広報おつき四月号では保育所など施設の必要性や具体的な財源内訳などを特集記事で紹介し、また、議会に対しても詳細な説明や現地視察を実施するなど、事業に対するご理解をいただけるよう努めてまいりました。

地域の切実な声を、市として真摯に受け止め、子どもたちの命を守る安心・安全な環境整備を一日でも早く実現する責務があると強く認識しておりますので皆様のご理解、ご賛同を改めてお願いするものであります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件が一件、予算案件が二件、その他の案件が二件の計五件であります。

はじめに、報告第二号の「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。

これは、地方自治法 第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしました条例四件と、補正予算四件につきまして、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第三号「大月市税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和八年三月三十一日に公布されたことに伴い、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備、個人住民税の申告手続の見直し及び固定資産税の免税点の改正等を行う必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第四号「大月市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、令和八年四月一日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を定める必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第五号「大月市介護保険条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和八年度における前年度市町村民税非課税者に係る保険料の減免を規定する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に専決第六号「大月市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第七号「令和七年度 大月市一般会計補正予算（第十二号）」につ

いてであります。

これは、各種交付金、寄附金等の確定（見込）による事業費精査のため、令和七年度末の補正を行ったものであります。

次に、専決第八号「令和七年度 大月市大月短期大学特別会計補正予算（第五号）」についてであります。が、財産収入の増額に伴い、積立金の増額補正等を行ったものであります。

次に、専決第九号「令和七年度 大月市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）」及び専決第十号「令和七年度 大月市介護保険特別会計補正予算（第四号）」についてであります。が、これらも、財産収入の増額により、積立金の増額補正を行ったものであります。

続きまして、「補正予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、急を要する事業費の追加及び前年度補正予算にて計上した猿橋中学校改修に係る事業費の減額補正等を行います。

はじめに、議案第三十四号「令和八年度 大月市一般会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出の主な補正内容といたしましては、総務費は、「コミュニティ助成事業」「生活交通対策費」「グリーンワーケーション推進事業」などを計上しております。

民生費は、主に平成二十五年に行われた生活保護費の減額改定の違法判決に伴う追加支給に要する支給のための費用を計上しております。

農林水産業費では、「青年就農給付金交付事業」、「農地農業用施設改良」は、県の補助金を受け、それぞれ補助をするものであります。

商工費では、主に「登山道整備事業」として、公益財団法人東日本鉄道文化財団の助成金を活用し、岩殿山の案内看板類の整備等を実施するものであります。

土木費では、主に「市道維持管理事業」「地方道路等整備事業」において、急を要する委託業務料及び修繕料等を計上しております。

教育費では、主に「学校施設営繕工事」において、国の令和七年度補正予算による、学校施設環境改善交付金の前倒し採択を受けることができたため、猿橋中学校校舎改修工事について、減額するものとなっております。

歳出補正総額は二億五千八百二十二万三千円の減額となっております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債により対応しております。

次に、議案第三十五号「令和八年度 大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

これは、歳出におきましては、令和八年八月一日施行の補足給付に伴うシス

テム改修に要する経費の増額、歳入につきましては、繰入金を追加しております。

続きまして、「その他の案件について」ご説明申し上げます。

まず、議案第三十六号「契約締結の件」についてであります。

これは、猿橋中学校校舎改修工事の請負契約を締結しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第三十七号「大月市関係人口・交流人口創出拠点施設指定管理者指定の件」についてであります。

これは、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設の指定管理者の指定について、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は合同会社ファームブリッジ大月、指定期間は令和八年七月一日から令和十三年三月三十一日までとするものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。